

群済管財発 第 65 号
令和 6 年 3 月 5 日

群馬県済生会前橋病院
院長 細内 康男

入札公告

群馬県済生会前橋病院及び介護老人保健施設あずま荘における一般廃棄物収集運搬業務委託(生ゴミを含む)(特別管理一般廃棄物を除く)(以下同じ)について一般競争入札を行うに際し、次のとおり公告します。入札を希望される場合は以下により参加をお願い致します。

1. 入札に付する事項

(1) 契約をする役務の名称

一般廃棄物収集運搬業務委託(生ゴミを含む)(特別管理一般廃棄物を除く)

(2) 契約をする役務の仕様等

仕様書による

(3) 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

群馬県済生会前橋病院 群馬県前橋市上新田町564-1

介護老人保健施設あずま荘 群馬県前橋市上新田町603-1

2. 入札方法等

(1) 単価契約とし、入札金額は仕様書に示す業務内容に関する単価とする。

(2) 落札決定に当たっては、一般廃棄物収集運搬のkgあたりの単価(税抜き)で入札し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札した者を落札者とする。

なお、上記見積金額については、収集運搬費、処理費等のすべてが含まれたものとする。

(3) 入札参加者は、入札に関し、代理人を依頼する場合には委任状(当院の様式)を提出しなければならない。なお、当日代理人が使用する受任者使用印鑑を押印していない委任状は受理しない。

(4) 入札書は、様式1により作成し、様式2の封書に入れ、本人または様式3による委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送または電送によるものは受付しない。

(5) 落札決定に際しては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とする。よって、入札者は、消費税等額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札者は、その提出した入札書の差し替え、変更または取り消しをすることはできない。

(7) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格(指名停止等)を有しない者が入札をした場合
- イ 入札について不正の行為があつた場合
- ウ 委任状を持参しない代理人が入札をした場合
- エ 入札書に記載した金額、その他必要事項が確認できない又は記名捺印がない場合
- オ 指定の入札日時までに到達しない場合
- カ 入札書を2通以上提出した場合
- キ 他の入札者の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
- ク その他入札に関する条件について違反したと判断される場合

(8)入札は原則として2回とする。

※予定価格に達しないと入札施行者が判断したときには、この入札は打ち切りその時点で最低価格を提示している業者と別途交渉とする。

3. 競争参加資格

- (1)前橋市一般廃棄物処理事業協同組合の組合員であること。
- (2)群馬県、前橋市の競争入札参加資格者名簿に登録され、調達機関「群馬県」、業者種別「物品・役務」、資格区分「役務等の提供」、営業品目大分類「廃棄物処理」、小分類「一般廃棄物収集運搬」において、格付け等級「A」に搭載され、前橋市内に本社を有すること。
- (3)当該業務について元請けとして群馬県内の300床以上の医療機関の廃棄物回収運搬及び処理業務請負実績が過去5年のうち複数年あること。
- (4)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく一般廃棄物の収集運搬に関する許可を受けていること。
- (5)処分施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の処分施設の設置許可及び処分業に関する許可を受けていること。但し、収集運搬業者が処分施設を有していない場合については、取引先の処分施設が当該許可を受けていること。
- (6)申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、群馬県、及び前橋市から業務委託契約に係る指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。)及び和議法(大正11年法律72号)に基づく和議開始の申立てがなされている者以外の者。
- (8)商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命じられていない者。
- (9)法人、法人の役員又は個人事業主が、禁錮、懲役刑を受けた場合又は環境関連法の罰金以上の刑を受けた場合において、その執行を終わり、またはその執行を受けることが無くなつた日から5年以上経過していること。
- (10)行政による使用停止命令又は改善命令の適応を受けた場合において、それらの原因を適正な状態に直してから5年以上を経過していること

- (11)申請しようとする法人の役員又は個人事業主が行政による使用停止命令又は改善命令を出された法人の役員又は個人事業主を兼務している場合においては当該命令が解かれた日から5年以上を経過していること。
- (12)不測の事態に備えて処理施設の1日当たりの処理能力に対し7日以上の保管設備を有していること。
- (13)ISO14001、エコアクション21のいずれかの認定取得者であること。
- (15)電子マニフェストシステムの加入者であること。

4. 入札手続等

- (1)担当部署

〒371-0821

所在地 群馬県前橋市上新田町564-1

施設名 群馬県済生会前橋病院

担当者 管財課 福田 電話:027-252-6011 FAX:027-253-0390

- (2)入札の日時、場所並びに入札の提出方法

日 時 令和 6年 3月19日(火) 10時00分から

A棟3階A会議室

所在地 4(1)に同じ。

施設名 4(1)に同じ。

※入札書は上記日時、場所において持参により提出するものとする。

- (3)業務仕様書等交付期間

令和 6年 3月 5日(火)～令和 6年 3月 7日(木)

午前9時00分～午後4時00分まで、上記4(1)で交付する。

※但し、交付希望者については、予め担当部署へ連絡のうえ来院日時を調整してください。

- (4)参加申込について

別紙様式4「誓約書」、様式5「一般競争入札参加申込書」及び、会社概要が記載されたパンフレット等を以下により提出してください。

令和 6年 3月 8日(金)～令和 6年 3月12日(火)

午前9時00分～午後4時00分まで、上記4(1)に提出する。(持参のみ)

※但し、書類提出は、予め担当部署へ連絡のうえ来院日時を調整してください。

5. 詳細は入札公告・業務委託仕様書等による。